

事務連絡
令和7年5月29日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の
規格の改正等に係る要請の手引について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

消食基第358号
令和7年5月28日

(別記) 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公印省略)

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の
規格の改正等に係る要請の手引について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

(別記)

公益社団法人 日本食品衛生協会理事長
一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長
クロップライフジャパン会長
一般財団法人 食品産業センター会長
畜水産品残留安全協議会会長
公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会会长
一般社団法人 全国農業協同組合中央会会長
一般社団法人 大日本水産会会長
公益社団法人 日本食肉協議会会長
一般社団法人 日本食肉加工協会理事長
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会长
一般社団法人 日本畜産副産物協会会长
全国食肉生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人 畜産技術協会会长
全国食肉事業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会长
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会会長
日本羊腸輸入組合理事長
日本食肉輸出入協会会长
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合理事長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
日本エキス調味料協会会长
一般社団法人 日本卵業協会会长
全国漁業協同組合連合会代表理事会会长
日本鰐輸入組合理事長
一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会会长
全国農協乳業協会会长
一般社団法人 日本乳業協会会长
全国乳業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本アイスクリーム協会会长
チーズ普及協議会会長
日本輸入チーズ普及協会会长
一般社団法人 全国清涼飲料連合会会長
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会会长
一般社団法人 全国はちみつ公正取引協議会会長

一般社団法人 全国ローヤルゼリー公正取引協議会会长
日本ナツツ協会会长
油糧輸出入協議会理事長
飼料輸出入協議会理事長
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会会长
日本チェーンストア協会会长
一般社団法人 日本百貨店協会会长
日本生活協同組合連合会代表理事長
主婦連合会会长
一般社団法人 全国消費者団体連絡会事務局長
一般社団法人 日本食品添加物協会会长
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長
一般社団法人 日本栄養評議会理事長
一般社団法人 日本健康食品規格協会理事長
公益社団法人 日本通信販売協会会长
一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会理事長
一般社団法人 健康食品産業協議会会长
印刷インキ工業会会长
エンプラ技術連合会事務局長
可塑剤工業会会长
合成樹脂工業協会会长
シリコーン工業会事務局長
軟包装衛生協議会会长
ウレタンフォーム工業会会长
ウレタン原料工業会会长
一般社団法人 日本ゴム工業会会长
日本スチレン工業会会长
日本製缶協会会长
日本接着剤工業会会长
日本プラスチック日用品工業組合理事長
日本ポリエチレン製品工業連合会会长
日本ポリオレフィンフィルム工業組合理事長
日本ポリプロピレンフィルム工業会会长
発泡スチレンシート工業会会长
P E T トレイ協議会会长
P E T ボトル協議会会长
ポリカーボネート樹脂技術研究会会长

一般社団法人 日本ゴム協会会长
一般社団法人 日本乳容器・機器協会会长理事
一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会理事長
一般社団法人 日本冷凍食品協会会长
一般社団法人 日本惣菜協会会长
公益財団法人 日本食品油脂検査協会理事長
一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター長
発泡スチロール協会会长
一般社団法人 日本電機工業会会长
一般社団法人 日本食品機械工業会会长
日本バイオプラスチック協会会长
一般社団法人 日本塗料工業会会长
P E Tボトルリサイクル推進協議会会长
日本スチレン工業会会长
日本製紙連合会会长
一般社団法人 日本弗素樹脂工業会会长
創包工学研究会会长
日本プラスチック工業連盟会长
公益社団法人 日本包装技術协会会长
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン协会会长
全折食品容器連合会会长
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長
農林水産省消費・安全局食品安全政策課長
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課長
農林水産省畜産局牛乳乳製品課長
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課長
経済産業省製造産業局素材産業課長
経済産業省製造産業局生活製品課長
経済産業省商務情報政策局情報産業課長
環境省環境再生・資源循環局総務課長

消食基第357号
令和7年5月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公印省略)

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の
規格の改正等に係る要請の手引について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、ポジティブリストに掲載されていない新規物質の追加等のため、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）別表第1を改正することに関する要請については、「食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る資料作成の手引について」（令和2年5月29日付け薬生食基発0529第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知。以下「旧通知」という。）において当該要請の手続、要請書に添付すべき資料等について手引を示してきたところです。

今般、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する経過措置が令和7年5月31日に満了することに伴い、規格基準告示別表第1の改正及び「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け健生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）の改正について要請する場合の手引を別添のとおり作成し、令和7年6月1日から適用することとしましたので、ご了知いただきとともに、貴管内関係事業者への周知方御配慮願います。

なお、旧通知は、本通知の適用をもって廃止します。また、安全性審査及び別表第1への新規物質の収載に係る手引きについては、別途通知します。

(別添)

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の
規格の改正等に係る要請の手引

令和 7 年 5 月 28 日

消費者庁 食品衛生基準審査課

I 目的

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項及び 3 項による器具及び容器包装のポジティブリストについては、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 8 及び 9 に基づき、別表第 1（以下単に「別表第 1」という。）又は第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 9 に規定する内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとしている。また、別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け健生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知。以下「モノマー等通知」という。）に示している。

本手引は、ポジティブリストに掲載されていない新規物質の追加等のため、別表第 1 又はモノマー等通知の改正を求める事業者等が、その旨の要請を行う際に、必要な手続等を示すものである。

II 要請の種類及び対象

1. 別表第 1 の改正

広範な用途への使用が見込まれる等により、別表第 1 により規定することが適当であるものを対象とする。基本的には、別表第 1 第 2 表の規格改正が想定されるが、同表に規格がない新たに使用しようとする物質についても、別表第 1 の改正による対応が適当と考えられる場合には、本項の対象とする。

2. モノマー等通知の改正

モノマー等通知の別紙 1～21 の表中に規定されたモノマー等（必須モノマー、任意の物質、必須の化学処理、任意の化学処理）について、モノマー等の追加又はその規定の範囲を超えて使用しようとするものを対象とする。

III 手続

1. 事前相談

別表第 1 の改正の要請又はモノマー等通知の改正の要請をしようとする者は、食品衛生基準審査課に対し、要請の種類及び要請に係る手続に必要な資料（以下「要請資料」という。）について、事前に相談を行うこと。

その際、「IV 提出資料について」を参照し、提出資料の準備をあらかじめ行い、欧米等で既に評価されている場合は、その内容も踏まえて相談資料を作

成することが望ましい。

なお、食品衛生基準審査課は、必要に応じて、要請者に対するヒアリングを実施する場合がある。

2. 要請資料の提出

別表第1又はモノマー等通知の改正の要請は、それぞれ様式1又は様式2を用いて、添付資料とともに食品衛生基準審査課に提出することにより行うこと。なお、要請者が国外に在住する場合には、日本国内において当該要請に関する事項について責任をもって対応できる者（国内連絡先）を明記すること。

添付資料については、別表第1の改正のうち規格改正要請の場合は別紙1を、モノマー等通知の改正の場合は別紙2をそれぞれ参照すること。

3. 審査等

（1）別表第1の改正

食品衛生基準審査課において資料の確認を行い、当該改正について食品衛生基準審議会及び食品安全委員会の意見を聴いた後、別表第1の改正等を行う。なお、資料の確認及び審議の過程において、要請者に資料の追加提出等を求めることがある。

（2）モノマー等通知の改正

食品衛生基準審査課において資料の確認を行い、当該要請について食品衛生基準審議会での報告を経た後、モノマー等通知の改正を行う。なお、資料の確認及び審議会での議論の過程において、要請者に資料の追加提出等を求めることがある。

4. 取下げ

要請の取下げを行う場合、様式3により食品衛生基準審査課に要請の取下げ届を提出すること。

IV 提出資料について

1. 要請資料

○ 要請資料として必要な情報は以下のとおりとする。詳細は、別表第1の改正のうち規格改正要請の場合は別紙1を、モノマー等通知の改正要請の場合は別紙2をそれぞれ参照すること。

（1）要請に至った理由

- (2) 対象となる物質に関する知見
 - (3) 使用目的及び使用範囲
 - (4) 規格等の案
 - (5) 食品への移行に係る知見
 - (6) 安全性に係る知見
- 要請資料を作成する際は、食品安全委員会の「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」(2019年5月食品安全委員会作成。以下「食品安全委員会評価指針」という。)を参照し、定められた情報を提出すること。また、同指針第二章第2の1により推定又は同定された器具・容器包装の材質中に非意図的に含まれる物質(不純物、副生成物又は分解物)についても、同指針表2の1の(1)及び(2)の利用可能な情報を収集し、提出すること。

(参考) 食品安全委員会評価指針

<https://www.fsc.go.jp/senmon/kigyouki/>

- 要請資料は、概要書及び添付資料で構成することとし、概要書は上記で示した情報を邦文で詳細に記載するとともに、概要書の根拠となる資料(例:試験報告書など)を添付資料として付すること。
- 概要書については、本文中に文献(資料)注を付して概要書末尾に参照先を示すなど、概要書の記載と添付資料との関係が明確となるよう資料構成を工夫すること。概要書の本文中で引用した文献は添付資料として付するとともに、添付資料中の該当箇所にも印を付すること。
- 添付資料については、英文で記載されたものがあっても差し支えない。諸外国において食品用途への使用認可の申請等の際に用いた資料等を用いる場合は、必要な資料等を抜粋して添付すること。なお、原著論文等が邦文又は英文以外の言語で記載されたものについては、その原著論文等と併せて邦文又は英文に翻訳したものを作成すること。
- 本要請に係る各種試験などについて、試験(項目)の設定理由、試験条件の設定理由、結果の解釈及び考察など、審査等に資する情報は、全て概要書に記載すること。

(様式 1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

食品、添加物等の規格基準 別表第 1 の改正に係る要請書

下記の物質について、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 別表第 1 を改正するよう、要請します。

記

物質名称 :

要請の種類 :

- 新規収載要請
 規格改正要請
※ 該当するものを記載する。

規格案 :

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。
- 要請者が外国に在住する場合には、国内連絡先を記載すること。

(様式2)

年 月 日

消費者庁食品衛生基準審査課長 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

基材を構成するモノマー等通知の改正に係る要請書

下記の物質について、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」(令和5年11月30日付け健生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)を改正するよう、要請します。

記

物質名称 :

変更案 :

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。
- 要請者が外国に在住する場合には、国内連絡先を記載すること。

(様式3)

年 月 日

内閣総理大臣 殿 (※)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

要請取下げ届

下記要請を取り下げます。

記

物質名称 :

要請年月日 :

取下げ理由 :

(※) 様式2による要請の取下げの際は「消費者庁食品衛生基準審査課長 殿」
とすること

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。
3. 要請者が外国に在住する場合には、国内連絡先を記載すること。

(別紙1)

別表第1の改正のうち規格改正要請の場合

審査等に係る手続に必要な資料

(1) 要請に至った理由

(2) 対象となる物質に関する知見

① 物質の名称及び構造等

- ・ 物質名、CAS登録番号、NITE-CHRIP番号、化審法番号、化学式、構造式、分子量、スペクトルデータ等

② 物質の物理的・化学的性質(※ 利用可能な情報がある場合)

- ・ 常温常圧での性状、沸点、融点、オクタノール／水分配係数等

③ その他(※ 利用可能な情報がある場合)

- ・ 一般的な製品の純度、不純物(対象となる物質が重合体又は添加剤である場合は、残存モノマーの情報も含める)等

(3) 使用目的及び使用範囲

① 使用目的

- ・ 改正の目的と得られる効果

② 使用条件

- ・ 当該物質を適用する合成樹脂のグループ及び種類、食品区分、使用温度及び時間、その他の使用条件に関する情報(材質中の含有量の範囲等)(※ 改正により意図する使用条件を記載)

③ 国内及び諸外国等における使用状況

- ・ 諸外国等における食品用途への使用認可の有無(適用範囲、制限等)及び評価、国内での食品用途以外での使用実態の有無等に関する情報

(4) 規格等の案

改正箇所の新旧対照表

(5) 食品への移行に係る知見

対象となる物質の食品への移行に係る情報(溶出試験の試験条件及び試験結果、食事中濃度の算出条件及び算出結果、食事中濃度区分など。なお、これらの方法は食品安全委員会評価指針に規定のものを基本とする。規定に適合しない場合は、その理由を説明すること。)

(6) 安全性に係る知見(※ 評価を経ていない物質で新たに規格基準を定める場合、又は既に規格基準が定められている物質で食事中濃度区分に濃度上昇側への変更がある場合)

食品安全委員会評価指針第二章第3によることを基本とする。規定に適合しない場合は、その理由を説明すること。対象とする物質に関して、利用可能な情報は、各区分で試験結果を必須としている毒性に関する情報についても収集し、提出すること。

(7) その他

この他、食品安全委員会評価指針第二章第1の表2で求める概要情報を参照し、定められた情報を提出すること。

(別紙2)

モノマー等通知の改正の要請の場合

審査等に係る手続に必要な資料

1. 対象範囲

(1) 本資料が想定している要請の種類は以下のとおり。

- ① 基材を構成するモノマー等通知の改正

2. 要請に係る手続に必要な情報

(1) 要請に至った理由

(2) 対象となる物質及び基材に関する知見

※ 変更を希望するものが「必須モノマー」又は「任意の物質」の場合は、そのモノマー等及びそのモノマー等を用いて製造した重合体に関して以下を記載すること。変更を希望するものが「必須の化学処理」又は「任意の化学処理」の場合は、食品衛生基準審査課に相談すること。

- ① モノマー等及び重合体の名称及び構造等

- ・ 物質名、CAS登録番号、NITE-CHRIP番号、化審法番号、化学式、構造式、分子量等

- ② モノマー等及び重合体の物理的・化学的性質

- ・ 常温常圧での性状、沸点、融点、オクタノール／水分配係数等

- ③ その他

- ・ 一般的な製品の純度、不純物等

(3) 使用目的及び使用範囲

- ① 使用目的

- ・ モノマー等及び重合体の使用目的(意図する技術的効果の情報も含める。)

- ② 使用条件

- ・ モノマー等及び重合体を適用する合成樹脂のグループ及び種類、食品区分、使用温度及び時間、その他の使用条件に関する情報(※ 変更により意図する使用条件を記載)

- ③ 国内及び諸外国等における使用状況

- ・ 諸外国等におけるモノマー等及び重合体の食品用途への使用認可の有無(適用範囲、制限等)、国内での食品用途以外での使用実態の有無

等に関する情報

(4) 変更の案

変更箇所の新旧対照表などによりわかりやすく示すこと。

(5) 食品への移行に係る知見

モノマー等及び重合体の食品への移行性に関する情報・考察、残存モノマーに係る情報等

(6) 安全性に係る知見

モノマー等及び重合体について、安全性上特段の考慮すべき点がある場合は、その旨